

# 報道資料

令和6年2月14日

1 件 名 障害者相談支援事業等における消費税の取扱いについて

## 2 内 容

本市が委託により実施している障害者相談支援事業等は、本来、消費税の課税対象の事業であるが、非課税の事業として取り扱っていたことが判明しました。

### 1 概要

令和5年10月4日付けの国からの事務連絡により、障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業等については、社会福祉法上の「社会福祉事業」には該当せず、消費税が課税の取扱いであることが示されました。

これを受け、当該事業に係る本市の委託状況を調査したところ、受託法人において消費税が非課税となる社会福祉事業として取り扱っていることが判明しました。

### 2 対象事業等

(1)事業及び受託事業者(5法人6契約)

- ・障害者相談支援事業(5法人5契約)
- ・基幹相談支援センター等機能強化事業(1法人1契約)

(2)消費税相当額(概算) 約 12,000 千円

(内訳)

- ・平成30年度～令和4年度分(過年度分) 約 10,000 千円(延滞税等含む)  
※納付すべき税額については、各法人の修正申告等により確定します。
- ・令和5年度分(現年度分) 約 2,000 千円

### 3 原因

当該事業の消費税の取り扱いについては、本市と受託法人側の双方において、十分な認識や確認、意思疎通ができていなかったことによるものです。

### 4 対応

過年度分については、受託法人に修正申告を促しており、申告に伴い追加納付となる消費税、延滞税等に相当する額について市が負担します。

現年度分については、消費税額を含めた委託料額に変更します。



### 5 再発防止策

関連する法令等の確認を徹底し、受託者との十分な確認や情報共有をいたし、再発防止に努めてまいります。

### 3 問い合わせ

山口市 健康福祉部 障がい福祉課 浅川  
TEL 083-934-2794